

福祉用具レンタルサービス契約書

「契約者」と「事業者」は「利用者」に対して事業者が行なう福祉用具貸与（レンタル）サービスについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者が適切な福祉用具を用いてその心身の機能を補い、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、福祉用具貸与サービス（以下「福祉用具レンタルサービス」という）を提供します。

第2条（福祉用具レンタルサービス）

1. 本契約において「福祉用具レンタルサービス」とは、事業者が専門的知識に基づいて適切な福祉用具の選定に関する相談・助言を行い、利用者に応じて選定されたレンタル商品を賃貸するサービスをいうものとします。
2. 本契約において「福祉用具」とは、利用者の心身の機能を補い又はその介護に必要な福祉機器・介護用品をいうものとします。
3. 事業者が利用者に対して実施する福祉用具レンタルサービスの内容、契約期間、費用等の事項は別紙「福祉用具利用者票」に定めるとおりとします。

第3条（サービス従事者）

1. 本契約において「サービス従事者」とは福祉用具専門相談員等、事業者が福祉用具レンタルサービスを提供するために使用する者をいうものとします。
2. 事業者は、福祉用具に関する専門的知識を有し、契約者及び介護者等に対して適切な相談・援助を行なうことのできるサービス従事者を選任し、福祉用具レンタルサービスの提供にあたるものとします。

第4条（レンタル商品の選定・変更・提供の中止）

1. 事業者は、レンタル商品の選定にあたって、福祉用具専門相談員によって利用者の心身・生活の状況、福祉用具を設置・使用する環境等について聴取するものとします。
 2. 事業者は、前項の聴取に基づいて、契約者又は介護者等に対して適切な福祉用具について説明を行い、契約者及び介護者等と協議してレンタル商品を選定します。この場合に、事業者は必要に応じて利用者の主治医等に助言・指導を求めることができます。
 3. 事業者は、契約者の要請に応じて、レンタル商品の使用状況並びに契約者の心身・生活の状況等を確認するものとします。
 4. 前項の結果又は医師・居宅介護支援事業者の助言・指導に基づいて、レンタル商品の変更もしくは提供中止の必要があると認められた場合には、事業者は契約者及び介護者等と協議してレンタル商品を変更し又はその提供を中止するものとします。
- 但し、本契約に基づく福祉用具レンタルサービスの提供について居宅サービス計画が作成されている場合には、事業者は居宅介護支援事業者に対して居宅サービス計画の変更を要請するものとします。
5. 契約者及び介護者等は、レンタル商品の選定・変更等に関する主治医・医療機関その他関係機関との連携（助言・指導）について、事業者に協力するものとします。

第5条（契約者、介護者の義務）

1. 契約者は、レンタル商品について定められた使用方法及び使用上の注意事項を遵守するものとし利用者及び介護者に定められた使用方法及び使用上の注意事項を遵守させるものとします。
2. 契約者及び利用者は、事業者の承諾を得ることなくレンタル商品の仕様変更、加工、改造等を行うことはできません。
3. 契約者及び利用者は、事業者の承諾を得ることなく本契約に基づく権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡または転貸することはできません。
4. 契約者は、利用者の転居、入院・死亡など、レンタル商品の利用状況に変更があった場合には、速やかに事業者へ通知するものとします。

第6条（レンタル商品の納品）

1. 事業者は、レンタル商品を利用者へ引き渡すにあたって、サービス従事者によって組立・設置を行い、レンタル商品の作動具合及び利用者への適合状況を確認するものとします。
2. 事業者は、レンタル商品を利用者へ引き渡すにあたって、契約者・利用者又は介護者等に対してレンタル商品の使用方法、使用上の注意事項、故障時の対応等を説明し、取扱説明書を交付するものとします。

第7条（レンタル商品の修理・交換）

1. 契約者もしくは利用者は、本契約に定めたレンタル商品と異なる機種が納品され、又は使用中のレンタル商品について故障・破損が発生したことを発見した場合には、速やかにこれを事業者へ通知し、事業者は当該レンタル商品について修理又は交換を行うものとします。
2. 前項の修理・交換に伴う費用は原則として事業者が負担するものとします。
但し、契約者もしくは介護者等が事業者もしくはサービス従事者の指示・説明に反してレンタル商品を使用したために故障・破損が発生した場合には、この費用は契約者が負担するものとします。

第8条（その他の義務）

1. 事業者は、利用者に対する福祉用具レンタルサービスの実施について記録を作成し、5年間は保管するとともに、契約者もしくは代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。
2. 事業者は、福祉用具レンタルサービスの提供のために準備した福祉用具及びその消毒・保管点検運搬等について、安全衛生をふまえて適切な管理を行なうものとします。

第9条（守秘義務）

1. 事業者及びサービス従事者は、正当な理由がない限り福祉用具レンタルサービスを提供するうえで知り得た契約者及び介護者等に関する事項を第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続し、サービス従事者が退職した後も継続します。
2. 事業者は、契約者の個人情報を用いる場合は契約者の同意を、契約者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を得ない限り、サービス従事者に契約者又は契約者の家族の個人情報を用いさせません。

第10条（サービス利用料金）

1. 契約者は、事業者に対して所定の料金体系に基づいて計算されたサービス利用料金を支払うものとします。
2. 本契約に基づく福祉用具レンタルサービスの利用について、公的介護保険の法定代理受領サービスの適用がある場合には、契約者は、サービス利用料金から保険給付額を差し引いた差額分をサービス利用料金として支払うものとします。
3. サービス料金は1カ月ごとに計算し、契約者はこれを契約開始月については納品時に、2カ月目以降については事業者が指定する方法で支払うものとします。
4. 支払期日において、本条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金の支払いがなされなかった場合には、事業者は契約者に対して、支払期日の翌日から支払完了の日までの日数に応じて、年率14.6%の割合で計算した遅延利息を併せて請求できるものとします。

第11条（料金体系の変更）

1. 事業者は、やむをえない事情により所定の料金体系を変更した場合には、本契約の有効期間中であっても契約者に対してサービス利用料金の増額又は減額を求めることができます。
2. 契約者は、前項の変更を了承することができない場合には、本契約を解約することができます。
3. 前項の場合には、契約者は、契約解除日までの料金算定方式に応じて所定のサービス利用料金を事業者へ支払うものとします。

第12条（契約者による中途解約）

1. 契約者は、レンタル商品が不要となった場合あるいはレンタル商品の交換を必要とする場合には契約の有効期間中であっても、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の1週間前までに事業者へ通知するものとします。
但し、利用者の入院等、契約を継続することができない特別な事情が生じた場合あるいはレンタル商品の交換に緊急を要する場合には、通知日をもって本契約を解約することができます。
2. 前項の場合に、契約が終了する利用月について所定のサービス料金を事業者へ支払うものとします。

第13条（契約の解除）

1. 契約者は、事業者が以下の事由に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なく本契約に定める福祉用具レンタルサービスを実施せず、契約者又は利用者の請求にもかかわらずこれを実施しようとししない場合。
 - ② 事業者が第9条に定める守秘義務に違反した場合。
 - ③ 事業者が、契約者・利用者もしくは介護者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行なうなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
 - ④ 事業者が破産した場合。
2. 前項第2号、第3号及び第4号の場合には、契約者は、契約解除日までの料金算定方式に応じて所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
3. 事業者は、契約者が以下の事情に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - ① 契約者によるサービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し、事業者の相当期間を定めた催告にもかかわらずこれを支払われない場合。
 - ② 契約者・利用者もしくは介護者等が第5条に定めた義務に違反し、又は著しい不信行為を行なうなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
 - ③ レンタル商品の利用場所が事業者のサービス区域外へ移転する場合。
4. 前項第1号及び第2号の場合に、契約者は、契約が終了する利用月について所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとします。また、前項第3号の場合には、利用者は、契約解除日までの料金算定方式に応じて所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

第14条（契約の終了）

契約の有効期間中、以下の事由が生じた場合には、本契約は終了するものとする。

- ① 利用者が死亡した場合。
- ② 地震・噴火等の天災その他契約者の責めに帰すべからざる事由によりレンタル商品が消失又は破損し使用できなくなった場合。

第15条（レンタル商品の回収）

1. 事業者は、本契約の終了又はレンタル商品の交換・変更等により契約者からレンタル商品の回収依頼を受けた場合には、速やかにレンタル商品を回収するものとします。
2. 前項の場合に、契約者は、契約終了日又は回収依頼日までの料金算定方式に応じて所定のサービス利用料金を支払うものとします。
3. レンタル商品の利用場所が事業者のサービス区域外にある場合には、契約者は事業者に別途費用（回収費用等）を支払うものとします。

第16条（事業者の損害賠償責任）

事業者は、レンタル商品の故障・欠陥により、もしくは福祉用具レンタルサービスの実施にともなって、又は第9条に定める守秘義務に違反して、契約者・利用者又は介護者等の生命・身体・財産信用等を傷付けた場合には、その損害を賠償するものとします。

第17条（損害賠償がなされない場合）

福祉用具レンタルサービスの実施にともなって、事業者の責めに帰すべからざる事由によって生じた損害は賠償されません。とりわけ、以下の事由に該当する場合には、事業者は損害賠償義務を負いません。

- ① 契約者が、利用者の疾患・心身状態及び福祉用具の設置・使用環境等、レンタル商品の選定に必要な事項についてこれを告げず、又は不実の告知をおこなったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ② 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施した福祉用具レンタルサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- ③ 契約者・利用者もしくは介護者等が、事業者及びサービス従事者の指示・説明に反し、又は第5条第2項の定め反して行なった行為に起因して損害が発生した場合。

第18条（契約者の損害賠償）

事業者は、契約者の故意又は過失（第5条第1項及び第2項に定める義務の違反を含む）によってレンタル商品が消失し、又は回収したレンタル商品について通常の使用状態を超える極度の破損・汚損等が認められる場合には、契約者に対して補修費もしくは弁償費相当額の支払を請求することができます。

第19条（契約当事者の変更等）

事業者は、契約者に対し、本契約の締結に際してあらかじめ親族等を代理人とし、契約者が契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合にも継続して事務を行うこと、又は契約者が契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合には、介護者等に契約者を変更することを約した契約を締結することを求めることができますものとしします。

第20条（連帯保証人）

連帯保証人は、契約者と連帯して、本契約に基づいて生じる契約者の債務について、負担するものとします。

第21条（協議事項）

本契約に疑義が生じた場合、又は本契約に定められていない事項が生じた場合には、契約者と事業者は誠意をもって協議のうえに解決に努めるものとします。

第22条（契約期間・更新）

本契約の有効期間は、契約締結の日から、利用者の要介護認定または要介護認定の有効期間満了日までとします。契約期間満了の一週間前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は自動更新されるものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

契約締結年月日 令和 年 月 日

利用者

住所

氏名

契約者

住所

氏名

連帯保証人

住所

氏名

事業者

住所

事業者名

〒971-8124
福島県いわき市小名浜住吉字飯塚2番地の1

株式会社 カンナケア

代表取締役 菅 野 光 一

代表者氏名

TEL0246-58-5221 FAX0246-58-5224

